

平成 27 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書 I
【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（交流及び共同学習）】

教育委員会名	長崎県教育委員会
指定したモデル地域名	佐世保市

概 要

モデル地域の構成（平成 27 年 5 月 1 日現在）

モデル地域 （学校設置者）の内訳	学校数 （学校種別）
長崎県	特別支援学校 2 校、高等学校 9 校、中学校 1 校
佐世保市	幼稚園 7 園、小学校 49 校、中学校 27 校
私立	幼稚園 27 園、中学校 1 校、高等学校 5 校

【事業概要】

1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

長崎県立佐世保特別支援学校は、平成 25、26 年度にかけて本事業に取り組み、在籍する児童生徒の居住地の小・中学校との交流及び共同学習（以下、「居住地校交流」と表記）に特化した研究を行ってきた。

事業では、一定の成果が得られた一方で、合理的配慮については、事例ごとに模索しながら提供している状況であり、佐世保特別支援学校及び居住地校交流を行う小・中学校が組織的な専門性を蓄積するまでには至っていない。また、居住地校の児童生徒及び教職員等と障害のある児童生徒との相互理解を促進する取組も充実すべき課題として残っている。

そこで、平成 27 年度も、引き続き佐世保特別支援学校及び佐世保市内の小中学校 4 校、中学校 2 校を選定し、居住地校交流の計画、実施、評価、改善の各サイクルにおける改善や、合理的配慮のさらなる充実を図ると共に、居住地校の児童生徒及び教職員等への障害のある児童生徒についての理解啓発促進等を図ることとした。

2. 取組の概要

【教育委員会のモデル地域への支援に関わる取組内容】

(1) 交流及び共同学習運営協議会

居住地校交流の実践を評価・分析し、必要な指導・助言を行うため、長崎県教育委員会、学識経験者、佐世保市教育委員会、佐世保特別支援学校、居住地校代表者等からなる会議を年2回開催した。

(2) 交流及び共同学習連絡会議

具体的な指導事例をとおして、指導・助言を行うと共に、成果の普及等の方法を検討するため、長崎県教育委員会、指導に当たった担当教員、合理的配慮協力員、佐世保市教育委員会等からなる会議を年2回開催した。

(3) 合理的配慮協力員

居住地校交流の打合せ時における合理的配慮の検討及び評価、小・中学校における障害のある児童生徒や特別支援教育に関する事前学習の実施、保護者との教育相談等のため、佐世保特別支援学校に2名配置した。

【モデル地域内における取組】

(1) 事前打合せ資料を活用し、居住地校交流での学習目標や教育課程上の位置付けを必ず確認することで、達成したい児童生徒の姿を共通理解しながら合理的配慮を検討する体制を整備した。

(2) 評価シート等書面だけでなく、映像や画像でも居住地校交流の活動を記録し、提供した合理的配慮の評価を行うことで、具体的な児童生徒の姿を通して次年度へ引継げるようにした。

(3) 試行的に佐世保特別支援学校の1名の児童を、佐世保市教育委員会との協力・連携のもと、小学校の副次的な籍として位置付けることで、障害のある者と障害のない者の相互理解を促進する取組を行った。具体的には、下足箱、ロッカー等に対象児童の氏名を記載したり、両校の学校通信等に居住地校交流の様子を紹介したりした。

3. 成果及び課題

佐世保特別支援学校においては、3年間の継続した事業への取組により、居住地校交流の計画、実施、評価、改善の過程ごとに必要な見直しを行い、合理的配慮の更なる充実を図る体制が整った。また、対象校の小・中学校においては、居住地校交流によって合理的配慮の概念や具体例を特別支援学校と協働して検討・提供することで、インクルーシブ教育システム構築の推進につながった。同時に、合理的配慮協力員が過去の居住地校交流で提供された合理的配慮の成果及び課題をまとめた資料を活用することで、新たな合理的配慮の検討が組織的に行えるようになってきた。

今年度、新たな取組として、特別支援学校の1名の児童を、市教育委員会との協力・連携のもと、居住する小学校の副次的な籍として試行的に位置付け、障害のある者と障害のない者の相互理解を促進し、地域の中で共に支え合う共生社会の基盤作りを行った。同じ地域と仲間としての一体感が高まり、学校行事の際、小学校の保護者が対象児と保護者に声をかける場面が多く見られるなど成果を上げた。

課題としては、まず、小・中学校におけるインクルーシブ教育システム推進をリードする特別支援学校の専門性を、基礎的環境整備の観点から再度見直し、その充実を図る必要がある。特に、「専門性のある指導体制」、「教材の確保」、「個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導」は、特別支援学校で充実すべき体制や環境面の最重要課題として取組を進めていきたい。

二点目は、居住地校交流における合理的配慮の個別の教育支援計画への明記について、モデル校での取組を、他の特別支援学校へ十分に普及、浸透させることが挙げられる。今後、具体的な事例を通して、個別の教育支援計画への合理的配慮の記載を全県的に行えるよう指導助言を行う必要がある。充実した居住地校交流が、円滑に次年度へ継続、発展していくような組織的な情報共有を行い、引継ぎの充実を図っていきたい。

三点目は、本事業の成果を踏まえて県独自に平成28年度から3か年計画で取り組む「特別支援学校支援籍モデル事業」の推進である。本県では、特別支援学校に在籍する児童生徒が交流及び共同学習（居住地校交流）を通して、地域の小・中学校の児童生徒、教職員、保護者及び地域住民との結びつきの維持・継続を支援するための仕組みを「支援籍」と位置付け、佐世保特別支援学校及び佐世保特別支援学校と居住地校交流を行う全ての小・中学校を対象として、試行的に取り組む。今後、小・中学校の居住地校を担当する教員だけでなく、管理職や教員、保護者等にも意義や具体的な実施方法、合理的配慮の検討と提供などについて、県教育委員会を中心に説明を行っていく。